

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

### 規則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課) 125

### 告示

○一般競争入札の資格に関する公示..... (総務部総務課) 133

○一般競争入札の実施..... (総務部総務課) 133

○一般競争入札の資格に関する公示..... (環境保全課) 134

○一般競争入札の実施..... (環境保全課) 135

○一般競争入札の資格に関する公示..... (生活振興課) 136

○一般競争入札の実施..... (生活振興課) 137

○一般競争入札の資格に関する公示..... (保護課) 138

○一般競争入札の実施..... (保護課) 139

○家畜伝染病予防注射等の命令..... (酪農畜産課) 140

○家畜伝染病検査の命令(7件)..... (酪農畜産課) 140

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 145

○知事権限に係る保安林の指定の解除(2件)..... (治山課) 146

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 146

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 147

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 148

○森林法による通知に代える公示..... (治山課) 149

○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 149

○道路の供用の開始..... (道路整備課) 150

○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 152

○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課) 152

○北海道建設部手数料条例別表の15の項の規定による知事が定めた基準及び建築基準法施行細則第6条第3号の規定による支庁長に委任する事務の一部改正 (建築指導課) 152

○北海道建設部手数料条例別表の20の項の規定による知事が定めた基準の一部改正..... (建築指導課) 152

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (都市環境課) 153

### 札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示..... 153

○一般競争入札の実施..... 154

○一般競争入札の資格に関する公示..... 154

○一般競争入札の実施(2件)..... 155

### 道教育庁後志教育局告示

○一般競争入札の実施..... 157

### 道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成16年1月分)..... 159

○政治団体の届出事項の異動届出(平成16年1月分)..... 160

○政治団体の解散の届出(平成16年1月分)..... 161

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成16年1月分)..... 161

○資金管理団体の指定の取消しの届出(平成16年1月分)..... 162

○資金管理団体でなくなった旨の届出(平成16年1月分)..... 162

### 道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 162

### 道警察本部告示

○一般競争入札の実施(2件)..... 167

### 道警察函館方面本部告示

○一般競争入札の実施..... 169

### 道警察旭川方面本部告示

○一般競争入札の実施..... 170

### 道警察北見方面本部告示

○一般競争入札の実施..... 171

## 規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第22号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和48年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 前項の報告は、別記第8号様式の定期調査報告書に次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、前回の報告後に当該建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規

定めて、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなどクリーンな北海道をつくってまいります。

模の様態替をしていない場合その他知事が図書の添付の必要がないと認める場合は、第1号に掲げる図書の添付を省略することができる。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明 示 す べ き 事 項
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、擁壁並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類、開口部及び防火戸の位置、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造並びに小屋裏の防火隔壁の位置

(2) 次の表に掲げる項目の報告事項に係る調査の内容を記した書類

項 目	報 告 事 項
敷 地	ア 道路、地盤及び敷地の状況 イ 擁壁、がけ等の劣化及び損傷状況 ウ 敷地排水等の状況
一 般 構 造	ア 採光及び換気設備の設置の状況 イ 防水層の劣化及び損傷状況 ウ 排水等の状況 エ 雨漏り、漏水等の状況
構 造 強 度	ア 工作物（ブロック塀、コンクリート塀、屋外機器、冷却塔、広告塔、高架水槽、手すり等）の緊結、劣化及び損傷状況 イ 構造部材の耐久の状況 ウ 土台及び基礎の劣化及び損傷状況 エ 外装材、内装材及び帳壁の劣化及び損傷状況 オ 窓、サッシ等の維持保全、劣化及び損傷状況 カ パラペット、屋根ふき材等の劣化、損傷及び緊結の状況 キ 煙突の緊結、劣化及び損傷状況 ク その他構造耐力上主要な部分の構造強度の状況
耐 火 構 造 等	ア 主要構造部の防火性能 イ 防火区画等（縦穴区画、面積区画、異種用途区画、防火区画に接する外壁の構造、界壁等）の状況 ウ 防火設備の設置及び維持保全状況 エ 防火区画貫通部の状況 オ 内装材の状況

避難施設等	ア 戸、屋外への出口等の状況
	イ 廊下、階段及び屋上広場の状況
	ウ 敷地内通路及び空地の状況
	エ 二方向避難の確保状況
	オ 避難バルコニーの状況
	カ 防煙区画及び排煙設備の設置の状況
	キ 非常用の進入口の状況
	ク 非常用昇降機の設置の状況
ケ 非常用の照明装置の設置の状況	

第16条第4項中「第12条第2項」の次に「（法第88条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 前項の報告は、法第12条第2項の昇降機（法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）にあっては別記第9号様式に、同項の昇降機以外の建築設備にあっては別記第9号様式の2の定期検査報告書に次の表の建築設備等の種類の報告事項に係る検査の内容を記した書類を添付して行うものとする。

建築設備等の種類	報 告 事 項
第1項第1号に規定するエレベーター及び第2項第1号に規定する乗用エレベーター並びに第1項第2号及び第2項第1号に規定するエスカレーター	ア 主索、くさり、綱車、支持ばり及びレールの構造並びに圧力配管の状況 イ かご、昇降路及び機械室の構造の状況 ウ 原動機、制御機、巻上げ機、油圧パワーユニット等の状況 エ 制動に関する安全装置その他の安全装置の状況 オ 中央管理室における制御の状況 カ 電気設備の状況 キ 避難装置及び避難経路の状況 ク 防火性能の状況
第1項第3号に規定する機械換気設備	ア 機械換気設備の構造、性能及び作動状況 イ 中央管理方式の空気調和設備の性能、制御及び作動状況 ウ 防火ダンパーの構造及び作動状況
第1項第3号に規定する機械排煙設備	ア 排煙口、防煙壁及び排煙風道の構造、性能及び作動状況 イ 排煙機、予備電源等の構造、性能及び作動状況
第1項第3号に規定する非常用の照明設備	ア 照明器具及び分電盤の状況 イ 切替回路（別置電源方式の場合）の状況 ウ 予備電源の構造、性能及び作動状況

第2項第2号に規定するウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設及び同項第3号に規定するメリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	ア 工作物の構造耐力の状況（滑節構造の接合部の状況を含む。） イ 客席部分の状況 ウ 軌条及び索条の状況 エ 索、くさり等の状況 オ 駆動伝達装置、油圧パワーユニット等の状況 カ 電気設備の状況 キ 制御装置及び運転状況 ク 周囲の安全確保に係る構造方法の状況 ケ 非常止め装置の状況
---	--

別記第8号様式から別記第9号様式の2までを次のように改める。

**別記第8号様式**（第15条関係）

定期調査報告書（特殊建築物等）

（第1面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

北海道知事 様

年 月 日

報告者氏名（所有者（管理者がある場合は管理者））

㊞

調査者氏名

㊞

**【1 所有者】**

- (1) フリガナ
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

**【2 管理者】**

- (1) フリガナ
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

**【3 調査者】**

- (1) 資格等 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 建築基準適合判定資格者 第 号  
 特殊建築物等調査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名
- (3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

**【4 報告対象建築物】**

- (1) 所在地
- (2) 名称のフリガナ
- (3) 名称
- (4) 用途

**【5 調査による指摘の概要】**

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり（既存不適合） 要注意の指摘あり  
指摘なし
- (2) 指摘の概要
- (3) 改善予定の有無 有（ 年 月に改善予定） 無

受 付 欄	

（用紙寸法 日本工業規格A4）

（第2面）

建築物及びその敷地に関する事項

**【1 敷地の位置】**



(3) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定) 無

【4 構造強度の調査状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格) 要注意の指摘あり  
指摘なし
- (2) 指摘項目 ① 構造部材の耐久 ② 土台及び基礎 ③ 屋根ふき材等の緊結  
(ア 屋根ふき材 イ 内装材 ウ 外装材 エ 帳壁 オ その他)  
④ その他構造耐力上主要な部分の構造強度 ⑤ その他 ( )
- (3) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定) 無

【5 耐火構造等の調査状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格) 要注意の指摘あり  
指摘なし
- (2) 指摘項目 ① 耐火構造等  
(ア 間仕切り壁 イ 外壁 ウ 柱、床、はり及び屋根  
エ 内装材 オ その他)  
② 防火設備 ③ 防火区画 ④ その他 ( )
- (3) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定) 無

【6 避難施設等の調査状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格) 要注意の指摘あり  
指摘なし
- (2) 指摘項目 ① 戸、屋外への出口等 ② 廊下、バルコニー、屋上広場等  
③ 階段 ④ 排煙設備の設置 ⑤ 非常用の照明装置の設置  
⑥ 非常用の進入口 ⑦ 敷地内の通路 ⑧ 非常用の昇降機の設置  
⑨ その他 ( )
- (3) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定) 無

【7 備考】

(用紙寸法 日本工業規格A4)

別記第9号様式(第16条関係)

定期検査報告書(昇降機(建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。))  
(第1面)

建築基準法第12条第2項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定

により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

北海道知事 様

年 月 日

報告者氏名(所有者(管理者がある場合は管理者))

㊞

検査者氏名

㊞

【1 所有者】

- (1) フリガナ  
(2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
(3) 郵便番号  
(4) 住所  
(5) 電話番号

【2 管理者】

- (1) フリガナ  
(2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)  
(3) 郵便番号  
(4) 住所  
(5) 電話番号

【3 検査者】

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
建築基準適合判定資格者 第 号  
昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名  
(3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
(4) 郵便番号  
(5) 所在地  
(6) 電話番号

【4 建築物(施設)】

- (1) 所在地

- (2) 名称のフリガナ
- (3) 名称
- (4) 用途

【5 報告対象昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）】

- (1) 報告する昇降機等の台数（エレベーター 台）（エスカレーター 台）  
（小荷物専用昇降機 台）（遊戯施設 基）のうち法  
不適合の指摘があるもの（ 台（基））
- (2) 指摘の概要
- (3) 改善予定の有無（法以外の指摘含む。） 有（ 年 月に改善予定） 無

受 付 欄	

（用紙寸法 日本工業規格A4）

（第2面）

昇降機（建築基準法第88条第1項に規定する昇降機等を含む。）の状況等

【1 昇降機に係る確認済証交付年月日】

- (1) 確認済証交付年月日 昭和・平成 年 月 日 第 号
- (2) 確認済証交付者 建築主事 指定確認検査機関（ ）
- (3) 検査済証交付年月日 昭和・平成 年 月 日 第 号
- (4) 検査済証交付者 建築主事 指定確認検査機関（ ）

【2 検査日】

- (1) 今回の検査 年 月 日
- (2) 前回の検査 実施（ 年 月 日） 対象外

【3 検査者】

- (1) 資格（ ）建築士（ ）登録 第 号  
建築基準適合判定資格者 第 号  
昇降機検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名
- (3) 勤務先（ ）建築士事務所（ ）知事登録 第 号

- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

【4 保守業者】

- (1) 名称
- (2) 郵便番号
- (3) 所在地
- (4) 電話番号

【5 昇降機の概要】（番号（号機） ）

- (1) 種類 建築設備 工作物
- (2) 種別 エレベーター（ 斜行） エスカレーター 小荷物専用昇降機
- (3) 用途 乗用 人荷共用 寝台用 荷物用 自動車運搬用（ 非常用）
- (4) 機械室の有無 有 無
- (5) 仕様（電動機の定格容量 kW）（定格速度 m/min）（積載量 kg）  
（踏段の幅 m）（勾配 度）（定員 人）
- (6) 製造者名

【6 遊戯施設の概要】（番号 ）

- (1) 固有名称
- (2) 一般名称
- (3) 仕様（定員 人）（定常走行速度又は定常円周速度 km/h又はm/min）
- (4) 製造者名

【7 検査の状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり（ 既存不適合）  
法不適合以外の指摘あり 指摘なし
- (2) 改善予定の有無 有（ 年 月に改善予定） 無

【8 備考】

（用紙寸法 日本工業規格A4）

別記第9号様式の2（第16条関係）

定期検査報告書（昇降機以外の建築設備等）

(第1面)

建築基準法第12条第2項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

北海道知事 様

年 月 日

報告者氏名 (所有者 (管理者がある場合は管理者))

印

検査者氏名

印

【1 所有者】

- (1) フリガナ
- (2) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

【2 管理者】

- (1) フリガナ
- (2) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者氏名)
- (3) 郵便番号
- (4) 住所
- (5) 電話番号

【3 検査者】

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 建築基準適合判定資格者 第 号  
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名
- (3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号
- (4) 郵便番号
- (5) 所在地
- (6) 電話番号

【4 報告対象建築物】

- (1) 所在地
- (2) 名称のフリガナ
- (3) 名称
- (4) 用途

【5 検査による指摘の概要】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり (既存不適格) 要注意の指摘あり  
指摘なし
- (2) 指摘の概要
- (3) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定) 無

受 付 欄	

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(第2面)

建築設備の状況等

【1 建築物の概要】

- (1) 階数 地上 階 地下 階
- (2) 延べ面積 m<sup>2</sup>
- (3) 検査対象建築設備 換気設備 排煙設備 非常用照明設備

【2 確認済証交付年月日等】

- (1) 確認済証交付年月日 昭和・平成 年 月 日 第 号
- (2) 確認済証交付者 建築主事 指定確認検査機関 ( )
- (3) 検査済証交付年月日 昭和・平成 年 月 日 第 号
- (4) 検査済証交付者 建築主事 指定確認検査機関 ( )

【3 検査日】

- (1) 今回の検査 年 月 日
- (2) 前回の検査 実施 ( 年 月 日) 対象外

【4 換気設備の検査者】

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号

建築基準適合判定資格者 第 号  
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号

- (2) 氏名  
 (3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 (4) 郵便番号  
 (5) 所在地  
 (6) 電話番号

【5 換気設備の概要】

- (1) 無窓居室の有無 有 ( 自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空気調和設備 ) 無  
 (2) 火気使用室の有無 有 ( 自然換気設備 機械換気設備 ) 無  
 (3) 劇場、集会場等の有無 有 ( 機械換気設備 中央管理方式の空気調和設備 ) 無  
 (4) 居室 自然換気設備 機械換気設備 中央管理方式の空気調和設備

【6 換気設備の検査の状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格 ) 要注意の指摘あり  
 指摘なし  
 (2) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定 ) 無

【7 排煙設備の検査者】

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 建築基準適合判定資格者 第 号  
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号  
 (2) 氏名  
 (3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 (4) 郵便番号  
 (5) 所在地  
 (6) 電話番号

【8 排煙設備の概要】

- (1) 避難安全検証法 階避難安全検証法 ( 階 ) 全館避難安全検証法  
 適用なし  
 (2) 特別避難階段の付室の有無 有 ( 自然排煙設備 機械排煙設備 ) 無

- (3) 非常用エレベーターの乗降ロビーの有無  
 有 ( 自然排煙設備 機械排煙設備 ) 無  
 (4) 居室等 自然排煙設備 機械排煙設備  
 (5) 予備電源(動力) 自家用発電装置 直結エンジン

【9 排煙設備の検査の状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格 ) 要注意の指摘あり  
 指摘なし  
 (2) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定 ) 無

【10 非常用照明設備の検査者】

- (1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録 第 号  
 建築基準適合判定資格者 第 号  
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号  
 (2) 氏名  
 (3) 勤務先 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号  
 (4) 郵便番号  
 (5) 所在地  
 (6) 電話番号

【11 非常用照明設備の概要】

- (1) 照明器具 白熱灯 蛍光灯 高輝度放電灯  
 (2) 予備電源 蓄電池 自家用発電装置

【12 非常用照明設備の検査の状況】

- (1) 指摘の内容 法不適合の指摘あり( 既存不適格 ) 要注意の指摘あり  
 指摘なし  
 (2) 改善予定の有無 有 ( 年 月に改善予定 ) 無

【13 備考】

(用紙寸法 日本工業規格A4)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

# 告 示

## 北海道告示第278号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加するものに必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う北海道総務部の複写サービスの供給に係る契約
- (2) 資 格 北海道総務部の複写サービス供給の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道総務部の複写サービスの供給

### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定するもの（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成16年3月19日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。
- (6) 北海道総務部の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調達並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者である者が構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年3月19日（金）から29日（月）まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部総務課  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更したもの  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再 申 請 の 方 法  
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

## 北海道告示第279号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

- ア 北海道総務部の複写サービスの供給の1 デジタル複写機（白黒）6台  
 イ 同 2 同 4台  
 ウ 同 3 同 4台
- (2) 調達をする役務の仕様書等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月25日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成19年4月24日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 履行場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
 平成16年北海道告示第278号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室  
 (2) 入札日時 平成16年4月12日（月）午後1時30分  
 (3) 開札場所 (1)に同じ。  
 (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金  
 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。  
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等又は電報による入札  
 認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法  
 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
 要
- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。  
 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道総務部総務課  
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 125
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

## 北海道告示第280号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 資格及び委託業務

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う国設利尻酸性雨測定所保守管理等委託契約  
 (2) 資格 国設利尻酸性雨測定所保守管理等委託に関する資格（以下「資格」という。）

## (3) 業務の種類

- ア 国設利尻酸性雨測定所（以下「測定所」という。）に設置されている測定機器等を対象とする定期点検等の保守管理及び酸性雨試料の回収  
 イ 北海道環境科学研究センター（以下「センター」という。）に技術員を派遣し、センターに設置されている酸性雨測定網監視システムの端末により、測定所に設置されている測定機器の稼働状況の日常確認、測定所からセンターに送付される酸性雨試料容器等の管理及び測定データの整理

## 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 道内に営業拠点を有する法人であること。
- (6) 次のいずれかに該当すること。

- ア 過去に、酸性雨試料自動捕集装置又は環境大気自動測定機の保守点検を行う契約を国、地方公共団体等又は民間事業者と締結し、適切に事業を完了した実績があること。
- イ 過去に、大気汚染に係る発生源監視のための大気汚染物質自動測定機の保守点検を行う契約を国、地方公共団体等又は民間事業者と締結し、適切に事業を完了した実績があること。

### 3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月19日（金）から29日（月）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室環境保全課
- イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 265

### 4 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 5 資格の有効期限及び当該機関の更新手続

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

### 6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

### 北海道告示第281号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 国設利尻酸性雨測定所保守管理等業務
- (2) 委託業務の仕様等 委託業務処理要領による。
- (3) 委託期間 契約の日から平成17年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第280号に規定する国設利尻酸性雨測定所保守管理等業務の資格を有すること。

### 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室環境保全課

### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁12階1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午後3時
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

### 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

### 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3と同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

### 7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書の作成の要否  
要

10 そ の 他

(1) 開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に関する消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部環境室環境保全課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 265

(4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第282号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託契約
- (2) 資 格 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成16年3月19日現在において引き続き2年以上データ入力業務を事業として営んでいること。
- (5) 資本金は、300万円以上であること。
- (6) 営利団体であること。
- (7) ペリファイ機能を有するデータエントリー機器を10台以上有していること。
- (8) キーパンチャー要員数が10名以上であること。
- (9) データの漏えい、改ざん、滅失及び棄損を防止するための安全対策措置を講じていること。
- (10) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。
- (11) 札幌市内に本社、支社または営業所を有しており、入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。
- (12) 受注及び納品体制について  
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）以外の日で、道の指定する日時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

なお、上記の日時以外でも道が業務執行上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2

の(4)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び提出方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月19日（金）から30日（火）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 174

ウ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 5 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有するものであるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

##### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 北海道告示第283号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務の名称及び数量

###### ア 調達をする役務の名称

消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務のうち、入力票（データシート）1枚当たりの消費生活相談カード（受付情報）、消費生活相談カード（処理結果情報）それぞれの入力単価

###### イ 数量

消費生活相談カード 受付情報	調達予定数量	24,174件
消費生活相談カード 処理結果情報	調達予定数量	24,174件

##### (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

##### (3) 契約期間 契約の日から平成17年3月31日まで

##### (4) 納入場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示282号に規定する消費生活情報ネットワークシステムのデータ入力媒体作成業務の資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

#### 4 入札執行の場所及び日時

##### (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館西棟2階くらしの広場

##### (2) 入札日時 平成16年4月12日（月）午後1時30分

##### (3) 開札場所 (1)に同じ。

##### (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

##### (1) 交付場所 3に同じ。

##### (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 8 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否  
要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書の記載方法  
入札は、入力票（データシート）1枚当たりの受付情報、処理結果情報それぞれの単価及び入札総価額を記載すること。

なお、単価は、小数点第2位まで記載すること。

入札総価額は、各単価にそれぞれの入力予定件数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

(3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部生活文化・青少年室生活振興課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 174

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第284号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う医療扶助分析システムのデータ入力業務委託契約

(2) 資 格 医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類 医療扶助分析システムのデータ入力業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成16年3月1日において引き続き2年以上データ入力受託業務を営んでいること。

(6) ペリファイ機能を有するデータエントリー機器を5台以上有していること。

(7) キーパンチャー要員数が8名以上であること。

(8) データの漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じていること。

(9) 道が指定する記録媒体、記録仕様で納品が可能であること。

(10) 道庁近傍に事業所を有しており、その事業所に入力用プログラムを作成できるスーパーバイザーが常勤していること。

(11) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成16年12月29日から平成17年1月3日まで以外の日で、道の指定する日に来庁し、受注又は納品ができる者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）

及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月19日(金)から26日(金)まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道保健福祉部保護課  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法  
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新  
資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 北海道告示第285号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。  
平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
ア 調達をする役務の名称

医療扶助分析システムのデータ入力業務の数字の入力に係る1文字当たりの単価  
イ 数量

調達予定数量 27,739,000字

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約の日から平成17年3月31日まで
- (4) 納入場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第284号に規定する医療扶助分析システムのデータ入力業務に関する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部保護課

#### 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁6階保健福祉部1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月5日(月)午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 7 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 9 契約書作成の要否

要

#### 10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書の記載方法  
入札は、数字の入力に係る1文字当たりの単価で記載すること。

この場合において、単価は、小数点以下第3位まで記載すること。

- (3) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道保健福祉部保護課  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 818

- (5) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第286号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬バラチフスの予防のための注射を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的  
馬バラチフスの発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
釧路町	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
厚岸町	同
浜中町	同
標茶町	同
弟子屈町	同
阿寒町	同
鶴居村	同
白糠町	同
音別町	同

釧路市同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
馬バラチフスの発生地域及びその周辺地域で抗体調査等から緊急に血清注射を要する馬
- 4 実施の方法
  - (1) 注射は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
  - (2) 注射は、馬バラチフス血清の皮下注射とする。

北海道告示第287号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及びヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 実施の目的  
牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
真狩村	平成16年5月10日から6月11日まで
北村	同 7月16日まで
栗沢町	同
南幌町	同
栗山町	同
浦臼町	同
北竜町	同
美瑛町	同 4月26日から8月27日まで
遠別町	同 5月10日から6月25日まで
稚内市	同 4月12日から7月9日まで
湧別町	同 4月1日から6月22日まで
雄武町	同 4月5日から7月30日まで
東藻琴村	同 5月17日から8月6日まで
小清水町	同 8月16日から11月5日まで
西興部村	同 8月30日から11月12日まで
大滝村	同 7月1日から12月3日まで

鷓川町 平成16年7月1日から12月3日まで  
 登別市 同  
 新冠町 同 8月2日から10月29日まで  
 鹿追町 同 4月12日から8月13日まで  
 池田町 同 5月10日から6月18日まで  
 豊頃町 同 7月12日から8月20日まで  
 広尾町 同 8月2日から9月17日まで  
 阿寒町 同 4月1日から6月30日まで  
 別海町 同 5月7日から12月24日まで  
 中標津町 同 7月5日から11月30日まで  
 標津町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

牛のブルセラ病及びヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
北広島市	平成16年6月8日から7月9日まで
積丹町	同 4月19日から5月14日まで
天塩町	同 5月10日から7月30日まで
小平町	同
増毛町	同
留萌市	同
音更町	同 4月26日から6月25日まで
士幌町	同
上士幌町	同
鹿追町	同
新得町	同

清水町 同  
 芽室町 同  
 中札内村 同  
 更別村 同  
 忠類村 同  
 大樹町 同  
 広尾町 同  
 幕別町 同  
 池田町 同  
 豊頃町 同  
 本別町 同  
 足寄町 同  
 陸別町 同  
 浦幌町 同  
 帯広市 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第288号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日
千歳市	平成16年5月10日から7月30日まで
知内町	同 5月6日から7月30日まで

木古内町	平成16年5月6日から7月30日まで
砂原町	同
長万部町	同
函館市	同
江差町	同 6月1日から30日まで
奥尻町	同
倶知安町	同 6月14日から7月30日まで
余市町	同 6月21日から7月30日まで
赤井川村	同
小樽市	同
京極町	同 7月26日から8月31日まで
下川町	同 4月5日から6月11日まで
当麻町	同 5月17日から7月2日まで
東川町	同
朝日町	同 5月24日から7月9日まで
風連町	同 5月31日から7月16日まで
南富良野町	同 6月21日から8月6日まで
早来町	同 6月1日から7月16日まで
日高町	同 8月31日まで
平取町	同
帯広市	同 5月17日から6月30日まで
大樹町	同 6月28日から8月20日まで
厚岸町	同 4月5日から7月16日まで
浜中町	同 4月26日から7月9日まで
根室市	同 5月7日から7月2日まで
別海町	同 8月31日まで
中標津町	同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第289号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
-------------	------------------------------------

札幌市	平成16年6月28日から7月30日まで
恵庭市	同
北広島市	同
大野町	同 5月6日から6月30日まで
七飯町	同
戸井町	同
恵山町	同
ニセコ町	同 6月1日から30日まで
真狩村	同
留萌市	同 6月7日から7月30日まで
増毛町	同
小平町	同
苫前町	同
羽幌町	同
初山別村	同
遠別町	同
天塩町	同
幌延町	同
北見市	同 6月7日から8月20日まで
清里町	同
訓子府町	同
滝上町	同 6月14日から8月27日まで
音更町	同 5月10日から7月23日まで
士幌町	同

上士幌町	平成16年5月10日から7月23日まで
鹿追町	同
新得町	同
清水町	同
芽室町	同
中札内村	同
更別村	同
忠類村	同
大樹町	同
広尾町	同
幕別町	同
池田町	同
豊頃町	同
本別町	同
足寄町	同
陸別町	同
浦幌町	同
帯広市	同
白糠町	同 6月7日から7月16日まで
釧路市	同 6月14日から7月23日まで
別海町	同 5月6日から8月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実	施	の	期	日
市町村名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）				

札幌市	平成16年6月28日から7月30日まで
恵庭市	同
北広島市	同
大野町	同 5月6日から6月30日まで
七飯町	同
戸井町	同
恵山町	同
上ノ国町	同 4月5日から5月31日まで
乙部町	同
ニセコ町	同 6月1日から30日まで
真狩村	同
留寿都村	同
由仁町	同 6月1日から7月30日まで
栗山町	同
月形町	同
三笠市	同
岩見沢市	同
浦臼町	同
赤平市	同
砂川市	同
深川市	同
朝日町	同 5月24日から7月9日まで
風連町	同 5月31日から7月16日まで
和寒町	同 6月14日から7月30日まで
剣淵町	同
士別市	同 6月21日から8月6日まで
留萌市	同 6月7日から7月30日まで
増毛町	同
小平町	同
苫前町	同
羽幌町	同
初山別村	同
遠別町	同
天塩町	同
幌延町	同

北 見 市 平成16年6月7日から8月20日まで  
 清 里 町 同  
 訓 子 府 町 同  
 滝 上 町 同 6月14日から8月27日まで  
 追 分 町 同 4月19日から6月30日まで  
 穂 別 町 同  
 登 別 市 同  
 苦 小 牧 市 同  
 門 別 町 同 4月1日から7月30日まで  
 え り も 町 同  
 白 糠 町 同 6月7日から7月16日まで  
 釧 路 市 同 6月14日から7月23日まで  
 別 海 町 同 5月6日から8月31日まで  
 中 標 津 町 同  
 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの及び種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬を除く。

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第290号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健  
 衛生所長の定める日）

岩 見 沢 市 平成16年5月20日から8月20日まで  
 由 仁 町 同  
 留 辺 蘂 町 同 4月1日から9月30日まで  
 幕 別 町 同 6月21日から7月23日まで  
 清 水 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第291号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該みつばちの所有者に対し、当該みつばちについて、腐蛆病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健  
 衛生所長の定める日）  
 共 和 町 平成16年6月14日から25日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成10年10月22日10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）の方法による。

北海道告示第292号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北 海 道 一 円 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで  
(ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。)

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、管轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第293号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨ-ネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨ-ネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日  
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

奥 尻 町 平成16年6月1日から30日まで  
真 狩 村 同 5月10日から6月11日まで  
北 村 同 7月16日まで

栗 沢 町 同

栗 山 町 同

浦 臼 町 同

雨 竜 町 同

北 竜 町 同

美 瑛 町 同 4月26日から8月27日まで

小 平 町 同 5月10日から6月18日まで

増 毛 町 同

留 萌 市 同

稚 内 市 同 4月12日から7月9日まで

湧 別 町 同 4月1日から6月22日まで

雄 武 町 同 4月5日から7月30日まで

東 藻 琴 村 同 5月17日から8月6日まで

小 清 水 町 同 8月16日から11月5日まで

西 興 部 村 同 8月30日から11月12日まで

豊 浦 町 同 4月19日から12月3日まで

虻 田 町 同

厚 真 町 同

新 冠 町 同 8月2日から10月29日まで

芽 室 町 同 4月1日から5月14日まで

阿 寒 町 同 6月30日まで

別 海 町 同 5月7日から12月24日まで

中 標 津 町 同 7月5日から11月30日まで

標 津 町 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。

北海道告示第294号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 網走郡東藻琴村字清浦176の6・字末広686の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、685の3
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 網走郡津別町字最上85の1・字沼沢204の1・字二又578・579（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所 網走郡津別町字共和572の1・574の1・574の2・574の5・字豊永128（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第295号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 室蘭市崎守町337（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
  - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
  - 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字三岱23の3、23の6、23の8、23の55、23の57、23の62
  - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
  - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
  - 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 山越郡八雲町入沢408の2から408の11まで、410の1、440の1、440の5から440の7まで、442の1、442の2、442の4、442の22から442の25まで、442の39から442の42まで、442の44
  - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
  - (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び室蘭市役所並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第296号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字俵橋1543の3、1544の2、1544の3
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

北海道告示第297号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 留萌郡小平町字花岡72の1（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
(3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 足寄郡足寄町共栄町157の4、159の4  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
(3) 解除の理由 農道用地とするため
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字厚苫8の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
(3) 解除の理由 道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び富良野市役所並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 余市郡余市町豊丘町1811の1から1811の5まで  
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町宇遠内1381・宇遠内1380の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1401  
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字目黒54（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町宇遠内1381・宇遠内1380の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1401  
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健  
(3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

阿寒郡阿寒町字シアンヌ4の2（次の図に示す部分に限る。）、7の1、7の7、7の10、7の213、7の214、7の222から7の226まで、7の305、7の319、7の321、字シュリコマベツ1の1・4の4・5の13・18・19（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4の5、5の1、7の1、7の7から7の9まで、7の12、7の20から7の22まで、8の1、8の3、9の1、9の2、10、11の1、11の3、12の1から12の3まで、13の1、13の5、13の6、13の8、13の9、13の17から13の26まで、14の1、14の3、15の1、16、17、28の1、28の3、28の4、28の6、阿寒湖温泉一丁目7の306、阿寒湖温泉二丁目1の19、2の1、2の89、2の91、2の127、2の142、2の145、阿寒湖温泉四丁目4の17、4の33、4の47、4の53、4の88、阿寒湖温泉五丁目4の26・5の26・6の3・6の7・6の12（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4の27、5の25、5の27、阿寒湖温泉六丁目7の14・7の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第299号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 深川市音江町字吉住867の1

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉住867の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 雨竜郡雨竜町338の2（次の図に示す部分に限る。）、338の1

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

338の1・338の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 芦別市常磐1の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

常磐1の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 雨竜郡雨竜町338の3 (次の図に示す部分に限る。) の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
338の3 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係市役所並びに雨竜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第300号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項により準用する同条第3項の規定による保安林の指定の解除の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年3月19日北海道告示第295号のとおりである。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

山越郡八雲町入沢408の3所在の森林について所有権を有する溝口雄次郎

同 入沢442の25所在の森林について所有権を有する中村吉勝

同 入沢442の39から442の41まで所在の森林について所有権を有する安藤信子

**北海道告示第301号**

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
宇佐美産業株式会社	般-13 石第5631号	平成16.2.2
日友工業株式会社	般-14 石第6705号	同
エンゼル工業株式会社	般-12 石第10280号	同
ツクバ建設株式会社	般-12 石第14569号	同
佐藤鉄筋株式会社	般-13 石第4762号	同 16.2.5
重原建設株式会社	特-11 石第1657号	同 16.2.6
有限会社北海道アトム	般-14 石第17955号	同
有限会社後藤工務店	般-12 石第5454号	同 16.2.9
株式会社ジェニックス	般-14 石第14286号	同 16.2.12
有限会社ホウテン建設	般-15 石第18244号	同 16.2.13
日本興和工業株式会社	般-11 石第13018号	同 16.2.16
株式会社牧内組	般・特-14 石第2547号	同 16.2.17
北海道開発工業協同組合	特-14 石第1450号	同 16.2.24
株式会社工慶社	特-11 石第16862号	同
産機資材システム株式会社	般-14 石第17778号	同
有限会社新栄総業	般-10 石第16470号	同 16.2.25
株式会社カネイチ建設工業	特-13 石第17471号	同 16.2.26
有限会社中昌	般-11 渡第3770号	同 16.2.4
株式会社コウワ	般-11 渡第3424号	同 16.2.6
興伸建設株式会社	特-12 渡第1528号	同 16.2.9
株式会社向中野板金工業	般-12 渡第2107号	同 16.2.10
大興電機株式会社	般-13 渡第3579号	同 16.2.13
北栄興業	般-14 渡第3980号	同
有限会社柿村工務店	般-14 後第1601号	同 16.2.24
有限会社渡部ブルドーザ	般-12 後第1381号	同 16.2.26
有限会社安藤左官工業所	般-13 空第3251号	同 16.2.2
宮崎建設株式会社	般-15 空第3334号	同
株式会社木の城たいせつ	般-11 空第3176号	同 16.2.16
株式会社鋼管ビルド	般-12 空第2940号	同 16.2.20
丸衛協和化成株式会社	般-12 上第4254号	同 16.2.4
有限会社功由建設	般-11 上第4484号	同 16.2.9
サンコウ開発株式会社	般-12 上第3771号	同 16.2.16
フクハラ建設株式会社	特-14 上第1353号	同 16.2.27
井上建築	般-14 網第1195号	同 16.2.6

有限会社 ホーム・ア・ウェイ	般 - 15	網第2944号	平成16. 2. 6	道道 川崎三ノ原線	虻田郡留寿都村字三ノ原171番1地先から	同
山上マテック株式会社	般 - 10	網第2783号	同 16. 2.25	北海道小樽土木現業所	虻田郡留寿都村字三ノ原19番1地先まで	
岡崎建設	般 - 12	日第543号	同 16. 2.16	道道 岩内洞爺線	虻田郡真狩村字共明2番4地先から	同
株式会社 石勝道路	般 - 12	十第2826号	同 16. 2. 2	北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩6番43地先まで	
株式会社 ホームライフシステム十勝	般 - 15	十第3177号	同 16. 2.19	道道 七重浜停車場線	上磯郡上磯町七重浜2丁目27番3地先から	同
有限会社 千種園緑化	般 - 14	釧第2481号	同 16. 1.29	北海道函館土木現業所	上磯郡上磯町七重浜1丁目96番8地先まで	
株式会社 トラスト	般 - 13	釧第2417号	同 16. 2. 4	道道 七飯療養所線	亀田郡七飯町字本町636番1地先(一般国道5号交点)	同 16. 3.31
有限会社 グリン工業	般 - 13	釧第2229号	同 16. 2. 6	北海道函館土木現業所	から亀田郡七飯町字本町647番1地先まで	
佐藤左官工業所	般 - 12	釧第278号	同 16. 2.13		亀田郡七飯町字鳴川町267番3地先から	同
株式会社 富田工業	般 - 12	釧第1886号	同 16. 2.20	道道 山部北の峯線	亀田郡七飯町字本町657番7地先まで	
株式会社 ホンダ酪農機	般 - 15	根第658号	同 16. 2.10	北海道旭川土木現業所	富良野市山部1902番1地先から	同 16. 3.19
2 許可の一部廃業					富良野市字布部原野2358番4地先まで	
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日		道道 石勝高原幾寅線	富良野市4922番1地先から	同
エルム建設株式会社	般 - 12	石第8009号	平成16. 2.18	北海道旭川土木現業所	富良野市7311番6地先まで	
株式会社 函館ホームエンジニアリング	般 - 13	渡第3790号	同 16. 2. 2	道道 根室半島線	空知郡南富良野町字幾寅上川南部森林管理署事業区	同
有限会社 石崎電気商会	般 - 12	後第457号	同 16. 2.20	北海道釧路土木現業所	416林班む小班地先から空知郡南富良野町字幾寅1521番地先まで	
有限会社 嵯峨建設	般 - 13	上第1826号	同 16. 2. 2	道道 芽室東四条帯広線	根室市瑠瑠瑠1丁目117番1地先から	同
昭和木材株式会社	般 - 12	上第2173号	同 16. 2.13	北海道帯広土木現業所	根室市納沙布92番1地先まで	
加藤建設株式会社	般 - 12	宗第27号	同 16. 2.12	道道 幕別帯広芽室線	帯広市西18条南2丁目5番17地先から	同
株式会社 丸尾建設	般 - 14	網第879号	同 16. 2. 3	北海道帯広土木現業所	帯広市西18条南1丁目14番1地先まで	
株式会社 ト部組	般 - 13	網第50号	同 16. 2.26	道道 幕別帯広芽室線	中川郡幕別町札内青葉町311番2地先から	同
丸幸鈴木建設工業株式会社	般 - 14	胆第53号	同	北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町札内青葉町311番64地先まで	
マルタカ建設株式会社	般 - 13	日第213号	同 16. 2.17	道道 八千代帯広線	帯広市南町南7線25番91地先から	同
有限会社 ダンホーム	般 - 14	十第3378号	同 16. 2.19	北海道帯広土木現業所	帯広市南町南6線29番69地先まで	
				道道 八千代帯広線	帯広市別府町南15線37番1地先から	同
				北海道帯広土木現業所	帯広市別府町南13線38番1地先まで	
				道道 静内中札内線	河西郡中札内村南札内718番15地先から	同
				北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内718番15地先まで	
				道道 静内中札内線	河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署354林班イ小班地先から河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署354林班イ小班地先まで	同
				北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署354林班イ小班地先まで	
				道道 帯広の森公園線	河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署375林班は小班から河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署375林班は小班まで	同
				北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村南札内国国有林十勝西部森林管理署375林班は小班まで	
				道道 帯広の森公園線	帯広市南町南9線37番4地先から	同
				北海道帯広土木現業所	帯広市南町南9線37番4地先まで	
				道道 帯広浦幌線	帯広市南町南9線43番146地先から	同
				北海道帯広土木現業所	帯広市南町南9線37番4地先まで	
				道道 帯広浦幌線	河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番5地先から	同 16. 3.30
				北海道帯広土木現業所	河東郡音更町十勝川温泉北16丁目4番地先まで	
				道道 豊頃糠内芽室線	帯広市大正町189番1地先から	同 16. 3.19
				北海道帯広土木現業所	帯広市大正町東3線97番1地先まで	

北海道告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 蘭越ニセコ倶知安線	虻田郡倶知安町字山田191番27地先から	平成16. 3.19
北海道小樽土木現業所	虻田郡倶知安町字山田179番22地先まで	
道道 三ノ原ニセコ線	虻田郡留寿都村字三ノ原18番1地先から	同
北海道小樽土木現業所	虻田郡留寿都村字三ノ原22番1地先まで	

	中川郡幕別町字糠内525番1地先から 中川郡幕別町字糠内594番1地先まで	平成16. 3.19	道道 豊頃糠内芽室線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町農野牛253番1地先から 中川郡豊頃町農野牛548番地先まで	同 16. 3.25
道道 下居辺高島停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字下居辺基線120番2地先から 河東郡士幌町字下居辺基線116番2地先まで	同	道道 旅来豊頃停車場線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町旅来289番1地先から 中川郡豊頃町旅来241番地先まで	同 16. 3.19
道道 東瓜幕芽室線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字南中音更北1線1番3地先から 河東郡音更町字上然別北12線21番7地先まで	同 16. 3.25	道道 湧洞豊頃停車場線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町二宮5732番地先から 中川郡豊頃町二宮5221番地先まで	同
	河東郡音更町字南中音更北1線2番29地先から 河東郡音更町字南中音更北1線1番3地先まで	同	道道 生花大樹線 北海道帯広土木現業所	広尾郡忠類村字忠類440番5地先から 広尾郡忠類村字忠類434番3地先まで	同
道道 士幌上士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌西2線170番4地先から 河東郡士幌町字士幌西2線194番1地先まで	同 16. 3.19	道道 更別停車場線 北海道帯広土木現業所	河西郡更別村字更別南1線92番69地先から 河西郡更別村字更別南1線96番15地先まで	同
	河東郡士幌町字士幌西2線198番4地先から 河東郡士幌町字士幌西2線202番13地先まで	同	道道 更南更別停車場線 北海道帯広土木現業所	河西郡更別村字更別南2線89番5地先から 河西郡更別村字更別南2線89番1地先まで	同
道道 上士幌士幌音更線 北海道帯広土木現業所	河東郡上士幌町字上音更東2線269番1地先から 河東郡上士幌町字上音更139番1地先まで	同	道道 幸徳大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町西本通41番1地先から 広尾郡大樹町寿通1丁目7番地先まで	同
	河東郡上士幌町字上音更西3線257番1地先から 河東郡上士幌町字上音更西3線247番1地先まで	同	道道 旭浜大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町寿通2丁目18番1地先から 広尾郡大樹町寿通2丁目1番地先まで	同
道道 幕別大樹線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字五位655番地先から 中川郡幕別町字五位657番5地先まで	同	道道 清水谷足寄線 北海道帯広土木現業所	足寄郡足寄町白糸273番11地先から 足寄郡足寄町白糸264番1地先まで	同
道道 上士幌停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡上士幌町字上士幌東3線233番6地先から 河東郡上士幌町字上士幌239番52地先まで	同		足寄郡足寄町白糸277番1地先から 足寄郡足寄町白糸273番1地先まで	同
道道 士幌然別湖線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字中音更西1線179番5地先から 河東郡士幌町字中音更西2線179番17地先まで	同	道道 本別留辺薬線 北海道帯広土木現業所	中川郡本別町美里別31番1地先から 中川郡本別町美里別35番4地先まで	同
道道 上士幌音更線 北海道帯広土木現業所	河東郡士幌町字士幌東7線122番3地先から 河東郡士幌町字中士幌東8線105番1地先まで	同		中川郡本別町美里別94番1地先から 中川郡本別町美里別129番8地先まで	同
道道 新帯広空港線 北海道帯広土木現業所	帯広市大正町東4線109番26地先から 帯広市大正町東3線97番1地先まで	同		足寄郡足寄町芽登本町330番1地先から 足寄郡足寄町芽登本町330番2地先まで	同
道道 中美生芽室線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町美生2線4番1地先から 河西郡芽室町西3条南9丁目2番4地先まで	同	道道 芽室停車場線 北海道帯広土木現業所	河西郡芽室町本通1丁目1番2地先から 河西郡芽室町本通1丁目12番2地先まで	同
道道 笹川士幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町笹川北14線10番19地先から 河東郡鹿追町北鹿追北14線5番10地先まで	同	道道 川西芽室音更線 北海道帯広土木現業所	帯広市西23条北4丁目1番1地先から 河東郡音更町字然別北5線西39番1地先まで	同
	河東郡鹿追町北鹿追14線4番15地先から 河東郡鹿追町北鹿追14線4番32地先まで	同	道道 直別共栄線 北海道帯広土木現業所	十勝郡浦幌町字昆布刈石1番7地先から 十勝郡浦幌町字静内86番9地先まで	同
道道 忠別清水線 北海道帯広土木現業所	上川郡新得町屈足旭町1丁目1番4地先から 上川郡新得町屈足旭町2丁目1番1地先まで	同	道道 広尾大樹線 北海道帯広土木現業所	広尾郡広尾町字野塚2線1番1地先から 広尾郡広尾町字紋別15線923番地先まで	同
道道 然別峡線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町字ウリマク国有林2138林班イ小班地先から 河東郡鹿追町字ウリマク国有林2137林班イ小班地先まで	同		広尾郡広尾町字野塚14線2番12地先（一般国道336号 交点）から広尾郡広尾町字野塚14線2番24地先まで	同
道道 本別浦幌線 北海道帯広土木現業所	十勝郡浦幌町字住吉町37番1地先から 十勝郡浦幌町字住吉町63番6地先まで	同	道道 音別浦幌線 北海道帯広土木現業所	十勝郡浦幌町字炭山36番30地先から 十勝郡浦幌町字炭山36番30地先まで	同
	十勝郡浦幌町字留真78番1地先から 十勝郡浦幌町字留真20番1地先まで	同	道道 萌和大樹停車場線 北海道帯広土木現業所	広尾郡大樹町字下大樹158番4地先から 広尾郡大樹町寿通2丁目19番地先まで	同
道道 尾田豊頃停車場線 北海道帯広土木現業所	中川郡豊頃町茂岩末広17番4地先から 中川郡豊頃町茂岩末広1番1地先まで	同	道道 足寄原野上利別停車場線 北海道帯広土木現業所	足寄郡足寄町螺湾245番11地先から 足寄郡足寄町螺湾246番10地先まで	同

北海道告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
野 花 南 芦 別 線 北海道札幌土木現業所	芦別市野花南町国有林空知森林管理署芦別事務所353林班地先（道道芦別美瑛線交点）から芦別市野花南町1282番1地先まで	前	8.50mから 20.80mまで	200.00m	道道芦別美瑛線 重複L=16.24m
		後	10.50mから 20.80mまで	200.00m	道道芦別美瑛線 重複L=78.50m
桜野野田生停車場線 北海道函館土木現業所	山越郡八雲町桜野318番地先から 山越郡八雲町桜野318番地先まで	前	15.00mから 30.00mまで	250.00m	—
		後	15.00mから 124.00mまで	251.56m	—
登別室蘭インター線 北海道室蘭土木現業所	登別市緑町1丁目2番1地先から 登別市緑町1丁目15番1地先まで	前	26.50mから 27.50mまで	442.00m	—
		後	26.50mから 27.50mまで	442.00m	—
中西別計根別線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町中西別122番5地先から 野付郡別海町中西別122番2地先まで	前	13.71mから 21.82mまで	275.06m	—
		前	21.82mから 29.00mまで	274.83m	—
中西別計根別線 北海道釧路土木現業所	野付郡別海町中西別122番2地先から 野付郡別海町中西別89番5地先まで	前	13.50mから 21.82mまで	984.22m	—
		後	18.00mから 35.00mまで	984.22m	—
石狩当別停車場線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町園生55番117地先から 石狩郡当別町弥生52番17地先まで	前	10.90mから 11.10mまで	258.80m	—
		前	25.03mから 39.35mまで	259.58m	—
石狩郡当別町園生294番172地先から 石狩郡当別町弥生52番8地先まで		後	25.03mから 39.35mまで	245.25m	—
		前	19.00mから 21.30mまで	740.00m	—
鹿 追 糠 平 線 北海道帯広土木現業所	河東郡鹿追町瓜幕西29線25番5地先から 河東郡鹿追町瓜幕西28線25番19地先まで	前	19.00mから 21.30mまで	740.00m	—

後 19.00mから 740.00m  
21.30mまで —

北海道告示第304号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 一級河川石狩川水系厚別川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成16年3月19日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 (左岸)札幌市清田区真栄272番3地先から298番2地先まで及び同631番5地先から303番地先まで  
(右岸)札幌市清田区真栄240番1地先から240番7地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 884.51㎡

北海道告示第305号

平成12年北海道告示第581号（北海道建設部手数料条例別表の15の項の規定による知事が定めた基準及び建築基準法施行細則第6条第3号の規定による支庁長に委任する事務の決定）の一部を次のように改正する。

平成16年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1の項中「第8条」を「第11条」に改め、同項（7）号のA中「第52条第1項、第9項及び第10項」を「第52条第2項、第11項及び第12項」に改め、同号のA中「第135条の4の6」を「第135条の17」に改める。
- 2の項(6)号のA中「第52条第1項、第9項及び第10項」を「第52条第2項、第11項及び第12項」に改め、同号のA中「第135条の4の6」を「第135条の17」に改める。
- 3の項(6)号のA中「第52条第1項、第9項及び第10項」を「第52条第2項、第11項及び第12項」に改め、同号のA中「第135条の4の6」を「第135条の17」に改める。

北海道告示第306号

平成12年北海道告示第582号（北海道建設部手数料条例別表の20の項の規定による知事が定めた基準）の一部を次のように改正する。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

「第8条」を「第11条」に改める。

### 北海道告示第307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年3月19日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                      |                                   |
|----------------------|-----------------------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 亀田郡大野町字清水川4番1、5番3                 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名   | 函館市石川町331番地1<br>医療法人雄心会 理事長 伊藤 文雄 |
| 3 開発許可年月日及び番号        | 平成15年7月1日 都環第15-3号                |

## 札幌医科大学告示

### 札幌医科大学告示第36号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

札幌医科大学長 今井 浩三

- 資格及び調達をする役務の種類  
平成16年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は役務の種類は、(3)に定めるものとする。  
(1) 契約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学組織実習室顕微鏡モニターシステム装置に係る賃貸借契約  
(2) 資格 札幌医科大学組織実習室顕微鏡モニターシステム装置賃貸借契約に係る資格（以下「資格」という。）  
(3) 役務の種類 札幌医科大学組織実習室顕微鏡モニターシステム装置賃貸借業務
- 資格の要件  
次のいずれにも該当すること。  
(1) 政令第167条の4第1項に規定するものでないこと。  
(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加資格を排除されている者でないこと。

いこと。

- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 道税を滞納していない者であること
- 平成16年3月19日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- 平成14年度以降、国又は地方公共団体と視覚モニターシステム装置の賃貸借契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 当該役務に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第18の5号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

- 申請の時期 平成16年3月19日（金）から29日（月）まで
- 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局学務課  
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

### 5 資格審査の再申請

- 再申請の事由  
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。  
ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者  
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの  
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者がその構成員を変更したもの
- 再申請の方法  
再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間  
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新  
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

#### 札幌医科大学告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

札幌医科大学長 今井浩三

#### 1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借する装置の名称及び数量  
札幌医科大学組織実習室顕微鏡モニターシステム装置 一式（1月当たりの単価）
- (2) 設置場所 札幌医科大学 大学棟4階 組織実習室
- (3) 賃貸借する装置の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (4) 契約期間 平成16年4月12日から平成17年3月31日まで（11箇月19日間）。  
ただし、予算の範囲内で、平成22年4月11日を限度に当該契約を延長することがあり得る。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年度札幌医科大学告示第36号に規定する札幌医科大学組織実習室顕微鏡モニターシステム装置賃貸借契約に係る資格を有すること。

#### 3 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午後1時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

#### 5 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

#### 6 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

#### 7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規程により定めた、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

#### 8 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が協同企業体の場合において、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 所 札幌医科大学事務局学務課  
イ 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011-611-2111 内線 2185
- (3) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (4) この入札は、これを公開とする。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

#### 札幌医科大学告示第38号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月19日

札幌医科大学長 今井浩三

#### 1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成16年3月19日に一般競争入札の公告を行う高速冷却遠心機の賃貸借契約
- (2) 資格 札幌医科大学の高速冷却遠心機の賃貸借の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役務の種類 高速冷却遠心機の賃貸借

#### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成16年3月19日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 札幌医科大学の高速冷却遠心機の賃貸借に関し、供給する高速冷却遠心機械の迅速な点検、調整の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

#### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

#### 4 資格審査の申請の時期

- (1) 申請の時期 平成16年3月19日（金）から29日（月）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局学務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

#### 5 資格審査の再申請

- (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

#### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

##### (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

#### 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

#### 札幌医科大学告示第39号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

札幌医科大学長 今井浩三

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学の高速冷却遠心機の賃貸借 1台

##### (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

##### (3) 契約期間 平成16年5月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 履 行 場 所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
平成16年札幌医科大学告示第38号に規定する高速冷却遠心機の賃貸借に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局学務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学東棟1階学務課会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年4月6日（火）午後2時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等又は電報による入札  
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額）の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札価格が最低の価格で入札した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 入 札 書 記 載 金 額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に

記載すること。

- 11 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出てください。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- 12 そ の 他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名 称 札幌医科大学事務局学務課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2182
- (3) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

**札幌医科大学告示第40号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 入 札 に 付 す る 事 項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
札幌医科大学校舎等消火器保守点検業務
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書、作業要領による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 北海道総務部が作成した平成15年度・平成16年度北海道競争入札参加資格者名簿（庁舎等消防設備点検業務）に登載され、かつ、石狩支庁管内に事業所を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 資本金の額が10,000千円以上及び従業員を30名以上雇用していること。
- (4) 石狩管内の事業所において、乙種消防設備士（第6類）が5名以上いること。
- (5) 資格審査の申請を行った日の直前2箇年において、北海道又は道内に事業所を有する

他官公庁と消火器保守点検業務に係る契約実績があること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月19日（金）から25日（木）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学事務局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約事項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目  
札幌医科大学基礎医学研究棟1階会議室

(2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

### 7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付日時 平成16年3月19日（金）から25日（木）まで

(2) 交付場所 4に同じ。

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

### 8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

### 9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

### 10 契約書作成の要否

### 11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目  
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

## 道教育庁後志教育局告示

### 北海道教育庁後志教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道教育庁後志教育局長 上林 猛

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 後志管内道立学校消防用設備等点検業務委託（Aブロック）

委託対象校及び消防用設備等

(ア) 小樽潮陵高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設

- 備、漏電火災警報機、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (イ) 小樽桜陽高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (ウ) 小樽工業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、連結送水管設備、粉末消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (エ) 小樽水産高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、連結送水管設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (オ) 喜茂別高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機及び誘導灯・誘導標識
- (カ) 倶知安農業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (キ) 古平高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、漏電火災警報機、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- イ 後志管内道立学校消防用設備等点検業務委託 (Bブロック)  
委託対象校及び消防用設備等
- (ア) 小樽商業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (イ) 寿都高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (ウ) 蘭越高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (エ) 倶知安高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (オ) 共和高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (カ) 岩内高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (キ) 仁木商業高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具及び誘導灯・誘導標識
- (ク) 余市高等学校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識及び防火シャッター
- (ケ) 小樽聾学校 消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設

- 備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター
- (コ) 高等聾学校 消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具、誘導灯・誘導標識、自家発電設備及び防火シャッター
- (サ) 余市養護学校 消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備
- (シ) 余市養護学校しりべし学園分校 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯・誘導標識及び自家発電設備
- (2) 調達を要する役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 (1)のア及びイに掲げる委託対象校による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成12年12月26日消防庁告示第24号本文1の表の上欄に掲げる消防設備士の種類及び指定区分に応じ、上記1の(1)の消防用設備等の点検を行うことができる者を有しており、業務を安全・確実に実施するために3人以上の人員に従事させることができること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成16年3月19日(金)から25日(木)まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道教育庁後志教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
北海道後志支庁公用車庫棟2階「4号会議室」
- (2) 入札日時 1の(1)のア 平成16年4月1日(木)午前10時30分

1の(1)のイ 平成16年4月1日(木)午後2時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条の定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課

イ 所在地 郵便番号 044-8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
電話番号 0136-22-1111 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成16年1月分)

政党的支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	女性党北海道札幌総支部	札幌市北区屯田5条5丁目8-13	青木弘子	青木弘子	事務局
同	チャレンジ札幌	同 北16条西4丁目21-443 リー北16条ビル2F	坂上一樹	片山敏明	同
同	中村ひろひこ北海道後援会	同 中央区北4条西4丁目 北4条ビル8F	進藤恭司	青山幸夫	同
同	日本共産党岡ちはる後援会	同 南1条東4丁目	猪狩久一	佐藤穂	同
同	北海道長谷川憲正後援会	同 北2条西2丁目26番地 道特会館5階 自由民主党北海道大樹支部内	河崎清高	橋良明	同
同	風間ひさし函館後援会	函館市千代台町2番5号	隅田義男	南秀次朗	渡島支所
同	同 小樽後志後援会	小樽市若竹町3-22	青山繁幸	秋山京子	後志支所
同	同 空知後援会	岩見沢市日の出町31番地36	岡沼永人	丸山稔	空知支所

否	三好富士夫後援会	空知郡南幌町南17線西20	千 成 勝 治	長 沢 一 昭	空知支所
同	北村靖彦後援会	上川郡上川町中央町37 北村靖彦方	蛭 名 勝 志	北 村 紀 保 子	上川支所
同	風間ひさしオホーツク総支部後援会	北見市三輪611 - 14	三 浦 博 之	斉 藤 昭 利	網走支所
同	田中まこと後援会	常呂郡端野町字二区347番地16	嶺 昭 司	尾 谷 清 栄	同
同	ひので英輔留辺薬後援会	同 留辺薬町字栄町38番地	鍵 水 欽 三	横 山 勝 人	同
同	風間ひさし苫小牧後援会	苫小牧市木場町 2 丁目10の23	久 保 俊 一	白 土 光 雄	胆振支所
同	同 室蘭後援会	室蘭市本町 2 丁目 4 の14	一 戸 邦 弘	吉 本 正	同

北海道選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三  
(平成16年1月分)

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		届 出 先
		新	旧	
公明党札幌東総支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	若 竹 紀 恵 子	鈴 木 房 子	事 務 局
自由民主党札幌東区連合支部	主たる事務所の所在地	札幌市東区北13条東15丁目 3 - 20	札幌市東区北13条東15丁目 7	同
民主党北海道総支部連合会	代 表 者 の 氏 名	鉢 呂 吉 雄	中 沢 健 次	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	星 野 高 志	佐々木 隆 博	同
同 北海道第 2 区総支部	主たる事務所の所在地	札幌市北区北19条西 4 丁目 1 - 20号	札幌市東区北24条東 8 丁目 1 - 5 八丁目ビル 2 F	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	蝦 名 清 悦	星 野 高 志	同
小林ちよみ連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別南 5 丁目 22 - 1	札幌市厚別区厚別中央 3 条 5 丁目 8 - 7 源田ビル	同
同	代 表 者 の 氏 名	白 石 コ ウ	佐 藤 二 三 夫	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	千 田 廣 次	渡 辺 幸 一	同
ちよみネットワーク2000	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別南 5 丁目 22 - 1	札幌市厚別区中央 3 条 5 丁目 8 - 7 源田ビル内	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	千 田 廣 次	渡 辺 幸 一	同
北海道電気保安協会労働組合政治活動委員会	代 表 者 の 氏 名	近 間 政 美	大 西 吉 典	同
村山優治連合後援会	同	村 山 秀 哉	村 山 優 治	同
民主党北海道第 5 区総支部	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別南 5 丁目 22 - 1	江別市野幌町 79 - 7	石狩支所
自由民主党七飯支部	同	亀田郡七飯町字大中山 2 丁目 36番13号	亀田郡七飯町字本町404番地 1	渡島支所
同	代 表 者 の 氏 名	大 森 茂	坂 本 盛 正	同
同 函館支部	主たる事務所の所在地	函館市梁川町 5 番 4 号	函館市大手町 5 番 10 号 二チロビル	同
同 北海道渡島支庁第一支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	金 丸 郁 朗	吉 崎 秀 勝	同
同 北海道第八選挙区支部	主たる事務所の所在地	函館市梁川町 5 番 4 号	函館市大手町 5 番 10 号 二チロビル内	同
21道南政経研究会	会 計 責 任 者 の 氏 名	金 丸 郁 朗	宮 崎 春 秋	同
野呂善市連合後援会	同	同	吉 崎 秀 勝	同
自由民主党小樽支部	代 表 者 の 氏 名	松 田 日 出 男	中 畑 恒 雄	後志支所
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	大 竹 秀 文	見楚谷 登 志	同

池元豊後援会	代表者の氏名	紺谷公嗣	南川勝美	後志支所
河野順吉後援会	会計責任者の氏名	原田康男	中島鉄雄	空知支所
たなだ繁雄北村後援会	同	小松昭仁	徳橋征往	同
日本商工連盟赤平地区連盟	同	那須孝夫	山村武司	同
自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	自由民主党北海道第六選挙区支部	上川支所
同 北海道第六選挙区支部	同	同 北海道第六選挙区支部	同 北海道衆議院比例区第一支部	同
今津ひろし連合後援会	会計責任者の氏名	石川千賀男	松倉憲人	同
風間ひさし旭川後援会	代表者の氏名	佐藤一彦	小林武	同
菊川健一と歩む会	主たる事務所の所在地	上川郡当麻町4条南3丁目1-38	上川郡当麻町4条西4丁目9-1	同
女性党北海道旭川総支部	政治団体の名称	女性党北海道旭川総支部	女性党北海道美瑛町支部	同
西川まさひと連合後援会	主たる事務所の所在地	旭川市豊岡6条6丁目1-4-108	旭川市豊岡5条1丁目4番13号	同
ブルミエ会	同	同	同	同
北海道電力労働組合政治連盟室蘭地方本部	政治団体の名称	北海道電力労働組合政治連盟室蘭地方本部	北海道電力労働組合政治連盟室蘭総支部	胆振支所
同	会計責任者の氏名	越川慶一	佐藤正人	同
自由民主党門別支部	主たる事務所の所在地	沙流郡門別町厚賀町67番地 北厚林業(株)内	沙流郡門別町富川北4丁目164-2	日高支所
岩倉博文門別町後援会	同	同	同	同
女性党北海道帯広総支部	政治団体の名称	女性党北海道帯広総支部	女性党北海道幕別町支部	十勝支所

**北海道選挙管理委員会告示第25号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三  
(平成16年1月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
自由民主党北海道札幌市中央区第一支部	平野明彦	平15.12.31	事務局
進優会	米塚興四郎	同	同
21世紀を拓く会	中尾則幸	同15.12.30	同
平野明彦連合後援会	安斎允	同15.12.31	同
村山優治連合後援会	村山秀哉	同	同
自由民主党北海道函館市第一支部	桜井外治	同	渡島支所
さくらい外治後援会	藤岡敏彦	同	同
同 白楊後援会	三河新太郎	同	同
さくらい都市問題研究所	桜井外治	同	同
行天達雄後援会	中谷幸造	同15.2.20	後志支所
米田滋後援会	佐々木也好	同15.5.31	同
いがた節雄後援会	佐々木俊英	同15.12.30	空知支所
中沢健次連合後援会	鈴木誠二	同15.12.26	同

北村靖彦後援会	蛭名勝志	同12.12.31	上川支所
なりさわ明良後援会	成澤明良	同15.4.30	同
柴田文夫後援会	佐武正幸	同15.12.30	留萌支所
えちごや亮一後援会	越後谷亮一	同16.1.21	宗谷支所
高橋進太郎後援会	川尻博司	同16.1.20	網走支所
田中まこと後援会	嶺昭司	同15.12.31	同
酒井芳秀えりも町連合後援会	菊地勝彦	同	日高支所
同 新冠町節婦後援会	稗田龍太	同	同
うらほろ21の会	村瀬政昭	同15.12.26	十勝支所
むらせ政昭後援会	郷茂	同	同

**北海道選挙管理委員会告示第26号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成16年1月分)

資金管理団体の届出事項の異動届を出した者	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動	内 容	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類			新	旧	
小林 千代美	衆議院小選挙区	ちよみネットワーク2000	主たる事務所の所在地 札幌市厚別区厚別南5丁目22-1	札幌市厚別区厚別中央3条5丁目8-7	源田ビル内 事務局
菊川 健一	当麻町長	菊川健一と歩む会	上川郡当麻町4条南3丁目1-38	上川郡当麻町4条西4丁目9-1	上川支所
西川 将人	衆議院小選挙区	ブルミエ会	旭川市豊岡6条6丁目1-4-108	旭川市豊岡5条1丁目4-13	同
佐藤 英	音更町議会議員	おとふけ政経研究会	河東郡音更町木野大通り西4丁目1	河東郡音更町木野大通り西12丁目3-2	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。  
平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三  
(平成16年1月分)

資金管理団体の指定の取消届を出した者	資 金 管 理 団 体	指 定 取 消 届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名	年 月 日
中尾 則幸	札幌市長 21世紀を拓く会 札幌市豊平区平岸3条10丁目1-18	平15.12.30 事務局
桜井 外治	北海道議会議員 さくらい都市問題研究所 函館市中道2丁目8-2 エムズⅡ 207	同15.12.31 渡島支所
成澤 明良	美瑛町議会議員 なりさわ明良後援会 上川郡美瑛町丸山2丁目4番12号	同15.4.30 上川支所
越後谷 亮一	稚内市議会議員 えちごや亮一後援会 稚内市末広3丁目5番5号	同16.1.21 宗谷支所

北海道選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

り公表する。  
平成16年3月19日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三  
(平成16年1月分)

資 金 管 理 団 体	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	届 出 先
資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名		
村山優治連合後援会 札幌市西区発寒5条3丁目2-6 村山秀哉	平16.1.28	事務局

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年3月19日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第2号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。  
(自動車の積載物の高さの制限)

第10条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。  
別表2の次に次の1表を加える。

別表3 (第10条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道 北海道縦貫自動車道 (函館名寄線)	山越郡長万部町字国縫から上川郡剣淵町字剣淵まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道 (黒松内釧路線)	小樽市潮見台から札幌市白石区米里まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道 (黒松内釧路線)	千歳市上長都から夕張市紅葉山まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道 (黒松内釧路線)	上川郡清水町から中川郡本別町共栄まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道 (黒松内端野線)	中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで
一般国道5号	函館市海岸町34番1号から虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番まで
一般国道5号	小樽市若松1丁目9番から札幌市中央区北1条西1丁目1番1まで
一般国道12号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から札幌市中央区北1条西1丁目1番1まで
一般国道12号	札幌市白石区本通18丁目708番8から旭川市4条通7丁目1543番1まで
一般国道12号	旭川市神居町台場321番66から旭川市永山町7丁目19番6まで
一般国道12号	滝川市大町1丁目1番1から滝川市滝の川町東4丁目1156番1まで
一般国道36号	札幌市中央区北1条西4丁目2番2から苫小牧市字錦岡36番まで
一般国道38号	滝川市大町1丁目1番1から滝川市新町6丁目9番2まで
一般国道38号	富良野市新富町4489番17から富良野市字東山東大演習林76林班まで
一般国道38号	上川郡清水町南2条11丁目2番1地先から中川郡幕別

	町字明野204番11地先まで
一般国道38号	白糠郡白糠町西1条南2丁目1番28から釧路市北大通6丁目2番1まで
一般国道39号	旭川市4条通8丁目1703番5から網走市南4条東1丁目1番2まで
一般国道40号	上川郡比布町基線7号480番4から名寄市字徳田294番1まで
一般国道40号	名寄市字砺波680番11から稚内市大黒2丁目9番まで
一般国道40号	名寄市字徳田294番1から名寄市字砺波296番6まで
一般国道40号	名寄市字砺波296番6から名寄市字砺波680番11まで
一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで
一般国道230号	札幌市中央区北1条西10丁目6番2から札幌市中央区南4条西10丁目4番147まで
一般国道230号	虻田郡喜茂別町字相川84番地先から虻田郡喜茂別町字尻別18番地先まで
一般国道231号	石狩市生振 (生振高架橋) から石狩市新港南2丁目まで
一般国道231号	増毛郡増毛町暑寒町1丁目から留萌市五十嵐町2丁目8番17まで
一般国道232号	留萌市元川町1丁目17番1から留萌市元川町1丁目21番1まで
一般国道233号	深川市音江町字音江301番1から留萌市元川町2丁目26番まで
一般国道233号 (深川留萌自動車道)	深川市音江町字向陽310番24から深川市深川町字メム5146番2まで
一般国道234号	岩見沢市9条西11丁目6番1から苫小牧市字沼ノ端229番まで
一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端255番から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで
一般国道235号 (日高自動車道)	苫小牧市字植苗634番2から苫小牧市字沼ノ端4街区

	まで		
一般国道236号	帯広市大通南1丁目5番1地先から浦河郡浦河町大通2丁目32番まで	一般国道274号	沙流郡日高町宮下町3丁目422番から上川郡清水町南4条10丁目4番まで
一般国道237号	旭川市4条通1丁目2241番5から富良野市新富町4489番17まで	一般国道274号	上川郡清水町南1条11丁目1番4地先から河東郡士幌町字士幌東1線166番5地先まで
一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡門別町富川南1丁目1番まで	一般国道274号	中川郡本別町南3丁目20番6地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで
一般国道238号	網走市字二見ヶ岡54番1から稚内市潮見5丁目40番11地先まで	一般国道275号	石狩郡当別町栄町2389番2から樺戸郡新十津川町字中央71番8まで
一般国道240号	釧路市大楽毛185番50から網走郡美幌町字仲町2丁目93番1まで	一般国道276号	虻田郡倶知安町北3条西1丁目13番から虻田郡喜茂別町字相川84地先まで
一般国道241号	足寄郡足寄町南1条1丁目7番から足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先まで	一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町3丁目9番まで
一般国道241号	河東郡音更町新通15丁目2番1地先から帯広市大通北1丁目4番2地先まで	一般国道333号	北見市仁頃町180番から常呂郡端野町字二区534番9まで
一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番2から常呂郡留辺蘂町字旭二区220番6まで	一般国道337号	石狩郡当別町ピトエから石狩市生振（生振高架橋）まで
一般国道242号	常呂郡留辺蘂町字旭41番4から足寄郡足寄町北1条1丁目10番まで	一般国道337号	石狩市新港南2丁目から小樽市銭函3丁目306番まで
一般国道242号	足寄郡足寄町郊南1丁目29番28地先から中川郡幕別町字明野204番12地先まで	一般国道392号	白糠郡白糠町西1条南2丁目1番28から白糠郡白糠町上茶路基線150番2まで
一般国道244号	網走市南4条東1丁目1番2から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	一般国道393号	小樽市若松1丁目9番から小樽市奥沢4丁目29番まで
一般国道272号	標津郡中標津町緑町北1丁目3番から標津郡標津町南7条東1丁目1番6まで	一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番8から滝川市大町1丁目1番1まで
一般国道273号	上川郡上川町字日東11番3地先から紋別市渚滑町7丁目46番1まで	道道 札幌夕張線	札幌市厚別区厚別南1丁目1から札幌市厚別区大谷地東6丁目3まで
一般国道274号	札幌市北区北34条西2丁目280番37から札幌市白石区流通センター1丁目227番272まで	道道 小樽港線	小樽市有幌町97番地先から小樽市潮見台1丁目地先まで
一般国道274号	札幌市厚別区大谷地東5丁目から北広島市共栄34番まで	道道 根室半島線	根室市常盤町3丁目28地先から根室市本町4丁目74番地先まで
		道道 江別恵庭線	北広島市共栄地先から恵庭市西島松483番4地先まで
		道道 岩見沢石狩線	石狩郡当別町栄町50番16地先から石狩郡当別町字川下通地先まで

道道 札幌環状線	札幌市西区二十四軒2条7丁目から札幌市西区八軒6条東5丁目まで
道道 網走端野線	網走市字二見ヶ岡地先から網走市字嘉多山地先まで
道道 札幌当別線	石狩郡当別町ビト工地先から石狩郡当別町字川下通地先まで
道道 宮の沢北一条線	札幌市西区宮の沢2条3丁目6から札幌市中央区北1条西10丁目まで
道道 前田新川線	札幌市手稲区手稲前田から札幌市西区八軒10条西11丁目3まで
道道 本別士幌線	中川郡本別町勇足地先から河東郡士幌町字士幌地先まで
道道 樽前錦岡線	苫小牧市字錦岡地先から苫小牧市字錦岡地先まで
道道 旭川鷹栖インター線	旭川市錦町24丁目2176番地先から旭川市字近文地先まで
道道 銭函インター線	小樽市見晴町地先から小樽市星野町地先まで
道道 小樽石狩線	石狩市新港西3丁目地先から石狩市新港中央1丁目地先まで
道道 嘉多山美幌線	網走市字嘉多山地先から網走郡美幌町字美禽地先まで
道道 上厚真苫小牧線	苫小牧市字沼ノ端53番地先から苫小牧市元中野町4丁目10番地先まで
道道 岩内港線	岩内郡岩内町字万代地先から岩内郡岩内町字栄地先まで
道道 紋別丸瀬布線	紋別市渚滑町地先から紋別市北浜町1丁目地先まで
道道 真駒内御料札幌線	札幌市清田区真栄3条2丁目18から札幌市厚別区上野幌3条1丁目1まで
道道 下手稲札幌線	札幌市西区発寒13条2丁目1から札幌市中央区北1条西10丁目まで
道道 西野白石線	札幌市中央区北1条西25丁目1から札幌市中央区南9条西22丁目1まで
道道 上向別浦河停車場線	浦河郡浦河町字向別392番3地先から浦河郡浦河町堺

	町地先まで
道道 石狩湾新港線	石狩市新港地先から石狩市花畔地先まで
道道 新富士停車場線	釧路市星が浦南1丁目地先から釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで
道道 当麻比布線	上川郡当麻町宇園別地先から上川郡比布町新町地先まで
道道 北旭川停車場永山線	旭川市永山町6丁目地先から旭川市永山町10丁目地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市真砂町1番地先から苫小牧市字勇払地先まで
道道 苫小牧環状線	苫小牧市新開町1丁目地先から苫小牧市住吉町1丁目地先まで
道道 釧路西港線	釧路市西港2丁目地先から釧路市星が浦南1丁目地先まで
市道 旭山公園米里線	札幌市中央区南9条西22丁目1から札幌市豊平区豊平3条3丁目2まで
市道 北大横断線	札幌市中央区北21条西15丁目1から札幌市中央区北22条西15丁目1まで
市道 樽川支線	札幌市中央区北22条西15丁目1から札幌市西区八軒10条東4丁目1まで
市道 南4条線	札幌市中央区南4条西3丁目から札幌市中央区南4条西10丁目まで
市道 競馬場線	札幌市中央区北18条西15丁目3から札幌市中央区北21条西15丁目1まで
市道 平和通線	札幌市白石区流通センター7丁目9から札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10まで
市道 平和通線	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10から札幌市白石区流通センター6丁目4まで
市道 流通団地17号線	札幌市白石区流通センター6丁目4から札幌市白石区流通センター7丁目9まで
市道 大谷地本線	札幌市白石区流通センター1丁目6から札幌市白石区本通18丁目北3まで

市道 大谷地本線	札幌市白石区流通センター5丁目1から札幌市白石区流通センター2丁目4まで	市道 臨港1号線	苫小牧市明野元町1丁目11番から苫小牧市晴海町30番まで
市道 信濃中学校通北線	札幌市白石区流通センター7丁目9から札幌市白石区流通センター1丁目1まで	市道 新明町東中通	苫小牧市新明町1丁目9番828先から苫小牧市新明町1丁目9番993先まで
市道 大谷地8号線	札幌市白石区流通センター5丁目1から札幌市白石区流通センター4丁目2まで	市道 新明町西中通	苫小牧市新明町3丁目9番604先から苫小牧市新明町3丁目9番539先まで
市道 ひばりが丘団地沿線	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目10から札幌市厚別区厚別南1丁目1まで	市道 明野西1条通	苫小牧市明野新町2丁目2番から苫小牧市明野新町6丁目35番まで
市道 新川支線	札幌市西区八軒10条東4丁目1から札幌市西区八軒10条西10丁目3まで	市道 真砂大通	苫小牧市真砂町41番から苫小牧市真砂町42番2まで
市道 二十四軒第3横線	札幌市西区二十四軒1条1丁目3から札幌市西区二十四軒1条2丁目4まで	市道 明野西3条通	苫小牧市柳町1丁目5番から苫小牧市あけぼの町5丁目9番949まで
市道 二十四軒1条線	札幌市中央区北6条西27丁目1から札幌市西区二十四軒1条1丁目3まで	市道 新開町7条線	苫小牧市新開町3丁目10番から苫小牧市新開町1丁目11番1まで
市道 流通団地13号線	札幌市白石区流通センター7丁目3から札幌市白石区流通センター7丁目2まで	市道 大黒北4条通	稚内市大黒2丁目9番から稚内市末広1丁目4番まで
市道 流通団地18号線	札幌市白石区流通センター7丁目2から札幌市白石区流通センター7丁目2まで	市道 埠頭幹線	稚内市末広1丁目4番から稚内市新港町まで
市道 中央ふ頭通	函館市海岸町23番8号から函館市海岸町15番1号まで	町道 波止場通線	岩内郡岩内町字万代から岩内郡岩内町字万代まで
市道 海岸1号線	函館市海岸町23番から函館市海岸町16番29号まで	町道 万代広場通線	岩内郡岩内町字万代から岩内郡岩内町字万代まで
市道 住吉線	小樽市有幌町97番から小樽市有幌町1番まで	町道 役場通線	増毛郡増毛町稲葉町3丁目から増毛郡増毛町見晴町まで
市道 港線	小樽市港町から小樽市有幌町1番まで	臨港道路	苫小牧市港町1丁目1番1から苫小牧市港町1丁目1番まで
市道 南川沿通り	留萌市末広町2丁目から留萌市元町1丁目まで	臨港道路	苫小牧市字勇払148番地の3から苫小牧市字勇払149番地まで
市道 早道通り	留萌市元川町1丁目から留萌市末広町2丁目まで	臨港道路	苫小牧市字勇払148番地の3から苫小牧市字勇払145番地まで
市道 双葉大通線	苫小牧市双葉町1丁目1番から苫小牧市住吉町1丁目4番まで	臨港道路	苫小牧市晴海町3番地から苫小牧市晴海町30番地まで
市道 埠頭通線	苫小牧市元中野町4丁目13番から苫小牧市港町1丁目1番まで	臨港道路	苫小牧市入船町1丁目から苫小牧市晴海町44番地まで
市道 沼ノ端1号線	苫小牧市字沼ノ端230番から苫小牧市字沼ノ端623番まで	臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払148番地の8から苫小牧市字勇払134番地まで
		臨港道路	釧路市西港1丁目から釧路市西港2丁目まで

臨港道路 港町埠頭3号線	小樽市港町10番3号から小樽市港町9番まで
臨港道路 港町埠頭1号線	小樽市港町10番から小樽市築港8番4号まで
臨港道路 小樽港縦貫線	小樽市港町9番から小樽市築港8番11号まで
臨港道路 勝納埠頭線	小樽市築港8番4号から小樽市築港9番1号まで
臨港道路 勝納築港線Ⅱ	小樽市築港8番11号から小樽市潮見台1丁目まで
臨港道路 勇払埠頭幹線道路	苫小牧市字勇払134番地から苫小牧市字勇払148番地の3まで
私道 流通センター内	札幌市白石区流通センター2丁目から札幌市白石区流通センター4丁目まで

別記様式第12号の6中「別記様式第12号の6（第10条の2関係）」を「別記様式第12号の6（第10条の3関係）」に改める。

#### 附 則

- この規則は、平成16年3月22日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表3に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

- 入札に付する事項
  - 調達をする役務の名称及び数量  
北海道警察本部映像機械室システム保守点検業務 一式
  - 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
  - 契約期間 平成16年4月1日から平成17年1月31日まで
  - 履行場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部
- 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
  - 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する電気工事の資格

を有すること。

- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (1)の資格に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を同法別表第1に掲げる電気通信工事業で受けていること。
- 過去2年間において、国又は地方公共団体と1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- 社団法人日本CATV技術協会が認定する「第1級有線テレビジョン放送技術者資格」を有する者を雇用し、かつ、当該業務に従事させることが可能であること。
- 札幌市内に本社、支店等の営業拠点があり24時間迅速な保守対応が可能なる者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月19日から24日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

### 5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- 入札日時 平成16年4月1日 午後1時
- 開札場所 (1)に同じ。
- 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

- 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

- ア 街頭犯罪等防止支援事業業務（札幌及び江別地区） 一式
  - イ 街頭犯罪等防止支援事業業務（小樽地区） 一式
  - ウ 街頭犯罪等防止支援事業業務（岩見沢地区） 一式
  - エ 街頭犯罪等防止支援事業業務（千歳地区） 一式
  - オ 街頭犯罪等防止支援事業業務（室蘭及び苫小牧地区） 一式
- アからオまでに掲げる業務について、それぞれ入札を実施する。

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成16年5月10日から平成17年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 業務場所を管轄する警察署の管轄区域内に、本社、支社、営業所その他これらに類するもの（以下「本社等」という。）を有すること。ただし、(1)のオの業務については、室蘭警察署管轄区域内及び苫小牧警察署の管轄区域内のいずれにも本社等を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年3月19日から26日まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時

ア 1の(1)のオの入札 平成16年4月6日 午前10時

イ	1の(1)のイの入札	平成16年4月6日	午前10時15分
ウ	1の(1)のウの入札	同	午前10時30分
エ	1の(1)のエの入札	同	午前10時45分
オ	1の(1)のオの入札	同	午前11時
(3)	開札場所	(1)に同じ。	
(4)	開札日時	(2)に同じ。	
6	入札保証金		
(1)	入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。		
(2)	入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。		
7	郵便等による入札 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。		
8	入札説明書の交付に関する事項		
(1)	交付場所	4に同じ。	
(2)	交付方法	(1)の場所で交付する。	
9	落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。		
10	契約書作成の要否		
11	その他		
(1)	開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		
(2)	入札金額等に係る消費税等の取扱い		
ア	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。		
(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		

ア	名称	北海道警察本部総務部会計課
イ	所在地	郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(4)	この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。	
(5)	この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6)	この入札の執行は、公開する。	
(7)	詳細は、入札説明書による。	

## 道警察函館方面本部告示

### 北海道警察函館方面本部告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道警察函館方面本部長 鈴木 巖

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 街頭犯罪等防止支援事業業務（函館地区）一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年5月10日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 業務場所を管轄する警察署の管轄区域内のいずれかに、本社、支社、営業所その他これらに類するものを有すること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年3月19日から30日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 040 - 8511 函館市五稜郭町15番5号

北海道警察函館方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市五稜郭町15番5号  
北海道警察函館方面本部3階大会議室

(2) 入 札 日 時 平成16年4月6日 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 040 - 8511 函館市五稜郭町15番5号  
電話番号 0138 - 31 - 0110 内線 2232

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年3月19日

北海道警察旭川方面本部長 佐 藤 守

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 街頭犯罪等防止支援事業業務（旭川地区）一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年5月10日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 業務場所管内のいずれかに、本社、支社、営業所等を有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年3月19日から30日まで

<p>イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 078 - 8511 旭川市 1 条通25丁目487番地 6 北海道警察旭川方面本部会計課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 旭川市 1 条通25丁目487番地 6 北海道警察旭川方面本部会計課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 旭川市 1 条通25丁目487番地 6 北海道警察旭川方面本部 4 階小会議室</p> <p>(2) 入札日時 平成16年 4 月 8 日 午後 1 時30分</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。</p> <p>7 郵便等による入札 郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 4 に同じ。</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否 要</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当す</p>	<p>る額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 078 - 8511 旭川市 1 条通25丁目487番地 6 電話番号 0166 - 35 - 0110 内線 2232</p> <p>(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p>
<p><b>道警察北見方面本部告示</b></p>	
<p><b>北海道警察北見方面本部告示第 6 号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>平成16年 3 月19日</p> <p style="text-align: right;">北海道警察北見方面本部長 菅 井 貞 夫</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 街頭犯罪等防止支援事業業務委託（北見地区）一式</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成16年 5 月10日から平成17年 3 月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第 5 号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 業務場所を管轄する警察署の管轄区域内に、本社、支社、営業所その他これらに類するものを有すること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p>	

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成16年3月19日から29日まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090 - 8511 北見市青葉町6番1  
北海道警察北見方面本部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北見市青葉町6番1 北海道警察北見方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北見市青葉町6番1  
北海道警察北見方面本部 303号会議室
- (2) 入札日時 平成16年4月6日 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便等若しくは電報による入札又は電子入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
  - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - ア 名称 北海道警察北見方面本部会計課
  - イ 所在地 郵便番号 090 - 8511 北見市青葉町6番1  
電話番号 0157 - 24 - 0110 内線 2232
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。